

# 求人票（臨時）記入例

## 1. 雇用形態について

### I 施設情報

雇用形態(※)	3. 臨時雇用(期間が1ヶ月未満の雇用)		
派遣求人の種類(※)	(1)該当しない	2.紹介予定派遣	3.紹介予定以外の派遣
雇用期間(※)	(西暦) 2000年 5月 1日から	(西暦) 2000年 5月 14日まで	雇用日数(※) 4日間

臨時雇用の求人登録を行う場合は、「雇用期間」と「雇用日数(雇用期間の中で実際に就業する日数)」を記入してください。

例) サッカー教室の救護要員として5月1日から2週間のうち、毎週週末の2日間就業する場合

雇用期間 2000年 5月 1日から 2000年 5月 14日まで

雇用日数 4日間

## 2. 労働保険等の加入について

各種保険制度(※)	雇用保険制度 (1.なし 2.あり)	労災保険制度 (1.なし 2.あり)
	健康保険制度 (1.なし 2.あり)	厚生年金制度 (1.なし 2.あり)
	その他保険制度 (1.なし 2.あり)	イベント保険 (1.なし 2.あり)

【労働保険について】 労働保険の事業所の加入要件や適用者の確認、手続き等については、最寄りの労働局へご相談ください。労働保険(労災保険・雇用保険)は、農林水産業の一部、家事手伝い(家政婦)を除き、労働者を1人でも雇用する場合に事業所の加入が義務付けられています。

労災保険(労働者災害補償保険)は、雇用日数、時間に関わらず、雇用された全ての就業者の労災補償を行うため、非常勤、臨時(日雇い)も適用者になります。

詳細はP14をご参照ください。

※上記以外の項目については、求人票(常勤・非常勤)の記入例をご参考ください。

## 8. 手当について

各種手当1(※)	◎希望勤務形態に応じた手当を記入してください。			
	夜勤手当額(準夜勤)	円以上/回	夜勤手当額(深夜勤)	円以上/回
	夜勤手当額(2交代制)	円以上/回	夜勤手当額(当直/オンコール)	円以上/回
	時間外手当	(1. 法定内 2. 法定以上 )	休日出勤手当	(1. 法定内 2. 法定以上 )
	通勤手当	( 1. なし 2. あり )		
各種手当2	その他手当	円	内容	
昇給	1. なし 2. あり			
経験年数の賃金評価	1. なし 2. あり			
年間賞与	1. なし 2. あり			
制度	退職金制度 ( 1. なし 2. あり )	人事考課制度	( 1. なし 2. あり )	
	その他 ( 1. なし 2. あり )			
各種保険制度(※)	雇用保険制度 ( 1. なし 2. あり )	労災保険制度	( 1. なし 2. あり )	
	健康保険制度 ( 1. なし 2. あり )	厚生年金制度	( 1. なし 2. あり )	
	その他保険制度 ( 1. なし 2. あり )	イベント保険	( 1. なし 2. あり )	
給与の特記事項	訪問看護業務に関連する有資格者(例:訪問看護認定看護師、皮膚・排泄ケア認定看護師等)は経験を考慮の上、別途手当を支給。			

### ◆通勤手当の上限について

通勤手当の上限を設けている場合は、「給与の特記事項」に記入してください。

### ◆各種手当について

「各種手当1」の項目にない手当(例:休日手当(オンコール))は各種手当2へ、各種手当2に書ききれない場合は、「給与の特記事項」へ記入してください。

## 9. 労働保険等の加入について

各種保険制度(※)	雇用保険制度 ( 1. なし 2. あり )	労災保険制度 ( 1. なし 2. あり )
	健康保険制度 ( 1. なし 2. あり )	厚生年金制度 ( 1. なし 2. あり )
	その他保険制度 ( 1. なし 2. あり )	イベント保険 ( 1. なし 2. あり )

### ◆「各種保険制度」

【労働保険について】労働保険の事業所の加入要件や適用者の確認、手続きなどについては、最寄りの労働局へご相談ください。労働保険(労災保険・雇用保険)は、農林水産業の一部、家事手伝い(家政婦)を除き、労働者を1人でも雇用する場合に事業所の加入が義務付けられています。

労災保険(労働者災害補償保険)は、雇用日数、時間に関わらず、雇用された全ての就業者の労災補償を行うため、非常勤、臨時(日雇い)も適用者になります。また、雇用主が行政(国、県、市区町村)の場合は、雇用形態などにより適用される労災補償(国家公務員災害補償制度、地方公務員災害補償制度、労災保険)が異なる場合がありますので、条例などを確認の上、記入してください。

雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間以上、31日以上継続して雇用される労働者が加入対象となります。雇用契約の内容に基づき資格取得手続きをお願いします。

#### 【厚生年金・健康保険について】

年金については年金事務所、健康保険についてはご加入の協会けんぽ又は組合けんぽにご相談ください。

厚生年金および健康保険は、正社員や法人の代表者、役員などは被保険者になります。

パートタイマー・アルバイトなどでも、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者となります。

また、正社員の4分の3未満であっても、以下の5つの要件を満たす場合は被保険者になります。

①週の所定労働時間が20時間以上 ②勤務期間が1年見込まれること ③月額賃金が8.8万円以上 ④学生以外 ⑤従業員501人以上の企業に勤務していること

#### 【企業年金について】

企業年金(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付年金、税制適格年金)がある場合は、「給与の特記事項」に記入してください。